

○火薬類取締法

(昭和二十五年五月四日法律第百四十九号)

(製造施設等の変更)

第十条 製造業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、製造施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

2 製造業者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 (略)

(火薬庫)

第十二条 火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、火薬庫の構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

2 火薬庫の所有者又は占有者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 (略)

○火薬類取締法施行規則

(昭和二十五年十月三十一日通商産業省令第八十八号)

(製造業者に係る軽微な変更の工事等)

第八条 法第十条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一 工室、火薬庫一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場(以下「工室等」という。)内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの工事

イ 暖房装置

ロ 照明設備

ハ 静電気除去設備

ニ 窓又は出口を構成する扉、錠その他の部材

ホ 排気装置

二 土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事

三 工室等外の設備のうち、原動機、温湿度調整装置又は手押し車の変更の工事

四 製造施設又は設備の撤去の工事

2 (略)

(火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等)

第十四条 法第十二条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一 火薬庫内の暖房設備又は照明設備の取替えの工事

二 火薬庫の屋根の外面、通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒、土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事

三 火薬庫外の設備のうち、警戒設備、照明設備又は警鳴装置の変更の工事

2 (略)

○火薬類取締法及び同法施行規則の運用 及び解釈について

(平成十二年七月四日付け平成 12・06・30 立局第六号)

(略)

(1) (略)

(2) 火薬類取締法施行規則の運用及び解釈について

第八条関係（製造業者に係る軽微な変更の工事）

一 変更の工事の範囲について

第一項第三号の「変更の工事」とは、取替えの工事及び改造の工事をいう。

二 許可及び届出を必要としない設備について

作業台のほか技術基準に規定されていない設備の変更については、本来許可申請の対象でないため、火薬類製造営業許可申請書又は火薬類製造施設等変更許可申請書（当該申請書に添付されたレイアウト図を含む。）の記載内容の変更となる場合であっても、許可及び届出を必要としない。第十四条関係（火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事）

火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事についても、製造業者に係る軽微な変更の工事の運用及び解釈に準ずる。

(略)

【火薬庫外に貯蔵できる火薬類】

○火薬類取締法

(昭和二十五年五月四日法律第四百十九号)

(貯蔵)

第十一条 火薬類の貯蔵は、火薬庫においてしなければならない。但し、経済産業省令で定める数量以下の火薬類については、この限りでない。

2 (略)

3 (略)

○火薬類取締法施行規則

(昭和二十五年十月三十一日通商産業省令第八十八号)

(火薬庫外に貯蔵できる火薬類)

第十五条 法第十一条第一項ただし書の規定により火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類の数量は、次の表の上欄に掲げる者に応じてそれぞれその下欄に掲げる数量(同表に掲げるその他の火工品にあつては、同表のその他の火工品の欄に掲げる数量の範囲内において経済産業大臣が告示で定める数量)とする。この場合において、建設用びよう打ち銃用空包に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬が○・四グラムを超えるものにあつてはその空包の数量とし、その原料をなす火薬又は爆薬が○・四グラム以下のものにあつてはその空包の数量二個を一個として換算し、(1)及び(7)に掲げる鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品に係る数量並びに(1)、(5)、(7)及び(8)に掲げるその他の火工品に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬の数量とする。

(表は別添1参照)

2 (略)

(火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準)

第十六条 法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

一 火災及び盗難の防止について留意すること。

二 前条第一項の表(6)(イ)の規定によりがん具煙火を貯蔵する場合には、次に掲げるところによる場所においてすること。

イ 周囲の壁及び天井並びに建築物の二階以上に設ける場合にあつては床は、厚さ十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又は厚さ二十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造りとする。

ロ 入口の扉は、厚さ○・六ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉とすること。

ハ 窓、通気孔及び換気孔は、設けないこと。

ニ 自動消火設備を設けること。

三 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を建築物(坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。)に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、次のイからトまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

ロ 建築物の入口の扉は、厚さ二ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るものとし、錠(なんきん錠及びえび錠を除く。)を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

ハ 建築物の屋根の外表面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、かつ、天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張ること。ただし、建築物の屋根が鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るものについては、この限りでない。

二 建築物の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表わさないこと。

ホ 建築物には、自動警報装置（装置が作動した場合に当該建築物を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている建築物にあつては、警鳴装置に限る。）を設置すること。

ヘ 建築物に設置してある自動警報装置は、常にその機能を点検し、作動するように維持すること。

ト 建築物には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。

三の二 前条第一項の表（一）（ハ）の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホからトまでの規定によるほか、次のイからへまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが二・三メートル以上の鉄筋コンクリート造りとし、厚さは十センチメートル以上とすること。

ロ 入口の扉は、厚さ四・五ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の内開きの防火扉とし、錠（なんきん錠及びえび錠を除く。）を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

ハ 建築物内に爆薬を貯蔵する場合には、爆薬を収納する十分な強度を有する木箱（以下「収納箱」という。）を設置し、その中に爆薬を入れる個装容器を取り付け、収納箱と個装容器との間隔は、三十センチメートル以上とし、個装容器相互間の間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

ニ 爆薬を入れる個装容器は、合成樹脂製の外筒と内筒からなり、外筒は、内筒が挿入できる径とし、内筒は、内径三十ミリメートル以下で爆薬を収納する部分と砂を充てんする部分とに分かれ、爆薬を収納する部分の前後には、厚さ十五センチメートル以上に砂を密に充てんすること。

ホ 個装容器一個に貯蔵できる爆薬は、百グラム以下とすること。

ヘ 建築物内に、工業雷管及び電気雷管を貯蔵する場合は、工業雷管及

び電気雷管を収納する十分な強度を有する木箱（以下「雷管収納箱」という。）を設置し、その中に工業雷管及び電気雷管を入れる木製の貯蔵箱一個を取り付け、雷管収納箱と貯蔵箱との間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

四 前条第一項の表（一）（イ）又は（五）の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備（以下この号及び次号において「設備」という。）に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、第三号の規定にかかわらず、次のイからへまでに定めるところによること。

イ 設備の扉には、錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

ロ 設備は、容易に持ち運びできないこと。

ハ 設備の内面は、板張りとする。

ニ 設備には、自動警報装置（装置が作動した場合に当該設備を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている設備にあつては、警鳴装置に限る。）を設置すること。

ホ 設備に設置してある自動警報装置は、常にその機能を点検し、作動するように維持すること。

ヘ 設備には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。

四の二 前条第一項の表（一）（ロ）及び（二）から（四）までの規定により火薬類を貯蔵する場合には、前号ロからへまでの規定によるほか、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 火薬類は、設備に収納して建築物に貯蔵すること。

ロ 設備の外壁は、金属製のロッカーにあつては厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板とし、かつ、適切な補強を施し、その他の堅固な構造を有する設備についてはこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るものとする。

ハ 設備の扉は、厚さ一・六ミリメートル以上の鋼板を使用したもの又はこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ

得るものとし、錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

二 設備内に柵を設け、柵は、表面を板張りとした厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板等の金属板を使用し、かつ、内壁に固定する等の柵の落下を防止する措置を講ずること。

ホ 設備には、設備内のガスを排出するのに適当な排気孔を設け、排気孔は、摂氏約二百度で溶融する金属でふさぐこと。ただし、耐火性のロッカー等については、この限りでない。

五 前条第一項の表（８）の規定により火薬類を貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、堅固な設備に収納し施設すること。

（貯蔵上の取扱い）

第二十一条 火薬類の貯蔵（水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。）の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には第八号、信号焰管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第八号（一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。）及び第十一号から第十三号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合には第八号から第十三号までの規定については、この限りでない。

一 火薬庫の境界内には、必要がある者のほかは立ち入らないこと。

二 火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたいて積まないこと。

三 三の二（略）

四 火薬庫内に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具（チェーンブロック、天井クレーン、ローラコンベア等の搬出入作業に用いられる器具であつて火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの又は第四条第一項第二十七号の運搬車（以下「搬出入装置」という。）を除く。）又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。

五（略）

六 火薬庫内では、荷造り、荷解き又は開函をしないこと。ただし、ファイバ板箱等安全に荷造り、荷解き又は開函することができるものにつ

いては、この限りでない。

七 七の九（略）

十 火薬庫に製造後一年以上を経過した火薬類が残っている場合には、異常の有無に注意をすること。

十一 ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、か性ソーダのアルコール溶液（か性ソーダ百グラムを水百五十ミリリットルに溶解し、これにアルコール一リットルを混入したもの）を注いでニトログリセリンを分解し、布片でふきとること。

十二 外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が洩れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく消費又は廃棄の措置を講ずること。

十三 アジ化鉛を主とする起爆薬を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管と管体に銅を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管とは、混積しないこと。

十四（略）

2（略）

○火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第十五条の表に掲げるその他の火工品の数量

(昭和四十九年通商産業省告示第五十一号)

火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)第十五条の規定に基づき、火薬庫外において貯蔵することのできる同条の表に掲げるその他の火工品の数量を次のように定めたので、告示する。

火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第十五条の表に掲げるその他の火工品の数量は、次の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の貯蔵するその他の火工品の種類の欄に掲げる数量とする。ただし、同表に掲げる火工品の種類のうち、二以上の種類の火工品を貯蔵する場合は、各火工品の種類ごとにその種類のみに係る貯蔵可能数量でそれぞれ貯蔵しようとする数量を除き、それらの商を加えた和が一より大となつてはならない。

(表は別添2参照)

○火薬類取締法

(昭和二十五年五月四日法律第四百十九号)

(保安責任者の代理者)

第三十三条 製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者若しくは第三十条第二項の消費者は、経済産業省令で定めるところにより、火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を有する者のうちから、あらかじめ製造保安責任者又は取扱保安責任者の代理者を選任し、製造保安責任者又は取扱保安責任者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行させなければならぬ。

2 (略)

3 第一項の代理者は、製造保安責任者又は取扱保安責任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基く命令の規定の適用については、これを製造保安責任者又は取扱保安責任者とみなす。

○火薬類取締法の改正について

(昭和三十六年三月六日付け三六軽第五六〇号)

四 規則関係事項

(1) (7) (略)

(8) 第六十八条から第七十条まで関係

保安責任者、その代理者および副保安責任者の兼務は規則の主旨からみて好ましくないが、免状所有者が不足で兼務を認めるのも止むを得ない場合もあるので、できるだけ次の原則により運用されたい。

イ 同一事業所における副保安責任者と保安責任者の代理者の兼務を認めて差しつかえない。

ロ 従業者が極めて少ない煙火等の製造所について製造保安責任者と火薬庫の取扱保安責任者の兼務を認めて差しつかえない。

ハ ある製造所、火薬庫または消費場所の保安責任者、その代理者または副保安責任者と極く近くのこれらの事業所の保安責任者の代理者との兼務を認めて差しつかえない。

ニ その他の兼務は認めない。

ホ イの場合を除き、兼務はできるだけ早く解消させる。

(9) (略)

○火薬類取締法令の解説

(日本火薬工業会資料編集部編)

(解説)

1 (略)

2 「旅行、疾病その他の事故」とは、かなり長期的な(一日以上)不在を予定しており、短期的(一日未満)不在については、その間の責任者は原則として保安責任者であると解されている。

3 (略)